

文化芸術推進基本計画（第2期）の策定に向けた意見

2022年8月5日

特定非営利活動法人舞台芸術制作者オープンネットワーク

舞台芸術制作者オープンネットワーク(Open Network for Performing Arts Management, 通称ON-PAM / オンパム)は、舞台芸術が多様な価値観の発露として、社会に活力と創造性をもたらすという認識のもと、国内・海外の舞台芸術制作者と有機的なネットワークを構築し、制作者・アートマネージャーのエンパワメント、相互の協働を促進する環境整備を行っています。

2022年8月現在、正会員175名、学生会員10名、個人賛助会員11名、団体賛助会員14団体の舞台芸術制作者個人および賛同する個人・団体が参加しているネットワーク組織です。

2017年文化芸術推進基本計画（第1期）策定の際には、「『文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討』に対する要望書」を提出し、文化審議会のヒアリング団体としてお話しさせていただきました。

コロナ禍においては創造環境の課題に着目し、「舞台芸術事業の契約について—持続可能な創造環境整備のためのステートメント」の発表および契約にまつわるアンケート調査や講座事業を展開し、本取組みをきっかけに、文化庁「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」の委員として理事長の塚口が参加し、ガイドライン作成に携わりました。

コロナ禍において舞台芸術を取り巻く環境が大きく変容するなか、次世代の舞台芸術の担い手が希望をもって活動できる持続可能な創造環境を築くこと、ひいては舞台芸術の振興に繋げるべく、当ネットワークより、文化芸術推進基本計画（第2期）策定に向けまして、以下の通り意見を提出いたします。

① 「ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策」について

①-1 「活動」への支援から「団体（文化芸術団体、中間支援団体等）および個人（フリーランス）」への支援へ

現在も新型コロナウイルス第七波の影響により、多くの舞台芸術作品が公演中止となっています。「Arts For the Future!2」をはじめとしたコロナ禍における支援策は、公演や展示等の鑑賞から対価を得る活動の実施を伴うものであり、ウィズコロナを想定せざるを得ない状

況では、鑑賞を伴う活動を基準とした支援からリサーチ等創作の準備やトレーニング、人材育成、団体のガバナンス維持・強化を含めた団体や個人への活動継続支援へ広げることも必要です。

また、助成金、補助金といった金銭的な支援策に加え、

- ・ 契約、会計管理、経営、ハラスメント対策といったガバナンスに関する相談窓口の設置
 - ・ 契約・会計管理・経営・ハラスメントなどの知識・技術の向上を目的とした学びの機会
 - ・ 人材育成を目的とした国内外での研修制度
 - ・ 世界の最新動向を把握するための調査研究への支援
- 等、多様なメニューの提供が効果的と考えます。

① -2 国際文化交流・協力の推進を

コロナ禍で最も打撃を受けたことの一つである国際交流等の推進（文化芸術基本法第十五条）に資する施策も重点的に検討が必要です。本来東京オリンピック2020と共に実施される予定だった多くの国際的な文化プログラムが変更やキャンセルとなり、文化間の理解や相互尊重につながる活動が難しくなりました。2015年の国連総会で合意された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも「3.6. (文化) 我々は、文化間の理解、寛容、相互尊重、グローバル・シチズンシップとしての倫理、共同の責任を促進することを約束する。我々は、世界の自然と文化の多様性を認め、すべての文化・文明は持続可能な開発に貢献するばかりでなく、重要な成功への鍵であると認識する。」ということが宣言されています。持続可能な社会の実現に貢献するため、海外マーケットへの展開とは別に、異文化の相互理解・尊重をより一層育む国際文化交流・協力の推進に関する計画を、文化芸術推進基本計画（第一期）の戦略3を更新するかたちで再度ご検討ください。

② 「文化と経済の好循環を創造するための方策」について

② -1. 次世代の芸術家、制作者、スタッフの育成や文化芸術が享受できる環境整備を見据えたグランドデザインを

本諮問では、「文化芸術の成長産業化、文化観光の推進等による文化振興への再投資」とありますが、文化と経済の好循環を目指すためには、新しい市場への展開と同時に、新しい創造性を育む土壌が必要です。また、文化芸術を享受できる裾野を広げ文化と経済の好循環が、次世代の芸術家等の育成や公益に資する活動への支援といった長期的な基盤形成を視野においた施策となることを期待します。

③ 「文化芸術行政の効果的な推進のあり方」について

③-1. 全国の中間支援団体との連携を

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各省庁や自治体、民間財団等において支援策の拡充が進み、多くの文化芸術団体、フリーランスで活動する個人の芸術家等が支援を受けることができた一方、公演や展示等の鑑賞から対価を得る経済活動への支援という制度設計は、舞台芸術活動を行っている非営利または大都市以外の舞台芸術関係者には支援が十分に行き届かないという課題があります。

文化芸術基本法第二条三項では、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」ということが基本理念として掲げられています。誰しものが文化芸術を創造し享受する権利、いわゆる文化権を保証する環境整備は、コロナ禍での支援策では上記課題により十分に進めることができなかつたため、文化芸術推進基本計画（第二期）において、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策の基軸として重点的に施策を講ずるべきと考えます。

多様な人々が文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境整備に向けた制度設計および実装していくためには、地域やコミュニティの実態を把握し、関係者とコミュニケーションを取れる近さをもった地域分散型の専門機関が必要と考えます。

助成金、補助金だけでなく相談窓口や国際交流、ガバナンス強化等の支援においては、支援する機関が、文化芸術の専門人材により構成され、対象の現状把握をしたうえで、制度設計、運用、評価をするサイクルが必要です。その実効性を持たせる現実的なスケールを鑑みた場合、都道府県もしくは地域ブロックといった小規模な単位できめ細やかな文化芸術行政を実装できる基盤が的確と考えます。

文化芸術推進基本計画（第1期）戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成があり、中間報告では一定の評価が認められています。

第2期では本戦略を発展させ、「地域の連携・協働を推進」から「文化芸術行政の効果的推進」を担うプラットフォームの形成を目指し、計画することを提案します。

具体的には地域版アーツカウンシル、アーツカウンシルがない自治体においては民間の中間支援団体と連携し、

- ・国の文化予算の補助金・助成金含む資源の配分・調整事業
- ・各種相談窓口や国際交流、ガバナンス強化のため支援事業
- ・現場の実態や国際情勢の把握を行う調査研究事業
- ・文化芸術の本質的価値、社会的・経済的価値を評価する定性的評価を含む評価事業

等を推進する機関の設置が考えられます。

③-2. 専門人材の育成・雇用・労働環境整備を

上記の支援策の拡充や国際交流、文化と経済の好循環のグランドデザイン、中間支援団体との連携他全てにおいて、制作者、プロデューサー等アートマネジメント人材の専門性を高め、中長期的にキャリア形成ができる雇用の確保、またジェンダー格差をなくし、ライフイベントと両立できる持続可能な労働環境整備が大前提です。文化芸術推進基本計画（第二期）においても、専門人材の育成・雇用・労働環境整備への施策を重点的に議論くださいますようお願いいたします。

以上

本意見に関して、より詳しくご説明させていただきますようヒアリングの機会をいただければ幸いです。